
再生可能エネルギーに係る新税について

（１）趣旨・意義

- 再生可能エネルギーと地域・環境との共生を図りながら、再生可能エネルギーの円滑な導入を促進することで、本県の豊かな自然環境、景観、歴史、文化等を良好な状態で未来に継承していくため、共生条例と一体となって、その政策効果・実効性を補完する手法として税制を活用する。

（２）用途

- 現役世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等を保全し、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する観点から、再生可能エネルギーに係る県民の理解促進と自然・地域との共生のための諸施策を想定。

（３）課税の対象

- 対象とする再生可能エネルギーとその規模は、共生条例と同様に、陸上風力（500kW以上）、太陽光（2,000kW以上）とする。既存事業（施設）に対しては、課税しない。

（４）課税客体（納税義務者）

- 再生可能エネルギー発電設備の所有に対し、設備の所有者（発電事業者）に課税する。

（５）課税標準

- 再生可能エネルギー発電所の出力とする。

（６）非課税対象

- **共生区域内に設置する再エネ発電設備**、国・地方公共団体等が設置する再エネ発電設備、建築物の屋根に設置する太陽光発電設備等は非課税対象とする。

（７）税率の水準

- FIT価格等に基づく売電収入（推定値）に着目し、ゾーニングの区分ごとに税率に差を設ける。
 - ・ 標準税率（調整地域）
現在行われている地域貢献の取組例や電気供給業（発電・小売）に係る法人事業税の負担水準を参考に、売電収入の0.75%を目安とする。
なお、売電収入の算定に当たっては、一定の設備利用率等も考慮する。
⇒ **税率の目安 陸上風力 300円/kW、太陽光 110円/kW 程度**
 - ・ 重課税率（保全地域・保護地域）
保全地域（保護地域）は、原則、再生可能エネルギー発電事業を計画することができない地域であることから、再エネ事業者に強く行動変容を促すため、営業利益の20%程度とする。
⇒ **税率の目安 陸上風力 1,990円/kW、太陽光 410円/kW 程度**

（8）課税方式

- 賦課課税とする。
 - ・ 共生条例における枠組みの中で、課税の対象や課税標準等の捕捉が可能であること

（9）法定外税の枠組み

- 法定外普通税を採用する。
 - ・ 再生可能エネルギーを取り巻く環境変化等に柔軟に対応していく必要があること
 - ・ 共生条例の政策効果・実効性を高めるための税制度であること

（10）実施期間

- 時限措置とはせず、5年ごとの検討条項を設ける。
 - ・ 再生可能エネルギー発電事業が継続する限り、共生条例におけるゾーニングや合意形成プロセスが、将来にわたって確実に維持されていく必要があること

○ 標準税率（調整地域）

- ・ 本県の農山漁村再エネ法の設備整備区域での地域貢献例として、著しく高い事例を除いた、単純平均で、売電収入の概ね0.75%程度の地域貢献が行われていることを踏まえ、地域と再生可能エネルギー発電事業の共生を促進する観点から、同程度の負担を求めることは一定の合理性があるのではないか。

○ 重課税率（保全地域・保護地域）

- ・ 保全地域及び保護地域は、原則として、再エネ事業を計画することができない地域であることから、再エネと地域・自然との共生という共生条例の政策目的の達成のため、再エネ事業者に強く行動変容を促す効果が期待できる水準を設定する必要がある。

抑制・誘導のための税制として、現在施行されている法定外税の中で最も高水準と考えられる税率の水準が、営業利益の20%程度であること、また、一般的な法人の実効税率は30%程度であり、法定税と新税の重課税率を合わせると、実質的に営業利益の50%程度の税負担を求めることとなることから、当該水準は、抑制・誘導のためのものとして、一定の合理性があるのではないかと。